

「次期府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の構築」 調達仕様書案等資料にかかる意見等

項番	区分	仕様書案等資料の該当箇所				意見等内容	意見等提出理由	回答
		資料名	頁	章番号等	記載内容			
1	質問	調達仕様書案 本文	1	1.7.	図表 1.7-1 本調達及び関連調達案件スケジュール	評価環境の構築期限について、仕様書には明確な記載が見当たりませんでした。スケジュール上では2027年度3Q（令和9年9月～12月）から外部連携テストが予定されていますが、評価環境の構築完了時期は2027年10月頃と認識してよろしいでしょうか。	詳細なスケジュール作成および構築の見積算のため。	構築スケジュールや本システムの特性等を踏まえて、評価環境の構築時期をご検討、ご提案いただくことを想定しています。
2	質問	調達仕様書案 本文	4	4.14.	情報システムの移行> 移行リハーサル計画書> 令和10年3月31日	移行リハーサルの実施時期と頻度について、具体的なスケジュールや回数の想定があれば教えていただけますでしょうか。仕様書では移行リハーサル計画書の納品期限が令和10年3月31日とされているため、移行リハーサルの実施は令和10年4月以降を想定しておりますが、現時点での計画や想定がございましたらご教示いただけますと幸いです。	移行工程での見積算出および人員確保のスケジュール確保のため。	移行リハーサルの実施時期、頻度については構築スケジュールや本システムの特性等を踏まえて、ご検討、ご提案いただくことを想定しています。
3	質問	調達仕様書案 本文	4	4.14.	設計> ネットワーク設計書・ネットワーク概念図・ネットワーク物理結線図	納品成果物に「ネットワーク設計書・ネットワーク概念図・ネットワーク物理結線図」がありますが、今回、物理的なネットワーク結線はない認識です。以下の読み替えて認識は合いますでしょうか。 ・ネットワーク設計書：ネットワーク全体の方針、要件、方式、ポリシー等を記載 ・ネットワーク概念図：ネットワーク論理構成図（アドレス、ルーティング等） ・ネットワーク物理結線図：ネットワーク物理構成図（仮想ネットワークのインタフェースやVPC間の接続等）	物理機器への結線がないことの確認、ネットワーク設計の見積算のため。	ご意見を踏まえ、調達仕様書（本文）における該当箇所の記載を見直します。
4	質問	調達仕様書案 本文	4	4.14.	設計> 詳細設計書> 令和10年3月31日	詳細設計書の納品期限が詳細設計書の完了予定時期ではなく、令和10年3月31日となっているのはJSPSとの仕様調整等を反映させるためでしょうか。	詳細設計書に関わる見積算出および詳細なスケジュール把握のため。	ご認識のとおりです。本業務は長期間にわたるため、JSPSをはじめとする外部連携先との仕様調整が発生する可能性があり、その調整内容を随時反映させる必要があるためです。
5	質問	調達仕様書案 本文	6	6.8.	(6) 次期e-Rad の開発環境、本番環境、評価環境を分離し、各環境で取り扱う情報の機微性等 に応じてアクセス制御等必要なセキュリティ対策を実施すること	開発環境、本番環境、評価環境の構築について、仕様書には「開発環境、本番環境、評価環境を分離する」との記載がありますが、これらはガバメントクラウド（AWS）の独立したテナント環境で構築する認識でよろしいでしょうか。	設計や構築時の見積算出のため。	分離の考え方については、デジタル庁GCASガイド「アカウント構成説明（AWS編）」に準拠する想定のため、そちらをご参照ください。なお、ガバメントクラウドで採用するCSPIについては、AWSに限定していない点をご認識おきください。 <a href="https://guide.gcas.cloud.go.jp/aws/description-of-account-structure">https://guide.gcas.cloud.go.jp/aws/description-of-account-structure</a>  ガバメントクラウドでは全体管理のための「共通領域」と「利用システム領域」が存在し、環境の構築にあたっては、利用システム向け領域の中で、各環境が（本番環境・検証環境などの単位）テンプレートで払い出され、その環境内に利用者側で利用システムを構築することを想定しています。
6	提案	調達仕様書案 本文	8	1.7	令和10年度中（令和11年1月頃想定）に次期 e-Rad の運用を開始する想定であるが、受注者は各工程に必要な期間を算出し、スケジュールを提案すること。また、次期 e-Rad 稼働開始後から契約期間終了までの間、稼働後の障害対応等、次期 e-Rad の稼働後特別対応は受注者による実施と想定している。	配分機関・研究機関の利用者において年度末・年度開始のための業務繁忙期が2月、3月にあると認識しています。次期e-Radの初稼働と業務繁忙期を考慮すると令和11年1月の稼働が妥当と考えておりますが、このような認識で間違いはないでしょうか。また、稼働後特別対応には、ヘルプデスク対応、BPO業務、アプリケーション保守が含まれることを明記することを提案します。	次期e-Radの初稼働と年度末・年度開始に向けた業務繁忙期の重複を避けることで、システムの安定稼働に寄与すると考えます。	調達仕様書の記載のとおり、稼働時期については、令和11年1月頃を想定しています。  稼働後特別対応は別紙1_要件定義書「3.16.運用に関する事項」「3.17.保守に関する事項」に記載されている作業を想定しています。そのため、調達仕様書（本文）における該当箇所を以下のとおり修正します。  修正前： また、次期 e-Rad 稼働開始後から契約期間終了までの間、稼働後の障害対応等、次期 e-Rad の稼働後特別対応は受注者による実施と想定している。  修正後： また、次期 e-Rad 稼働開始後から契約期間終了までの間、稼働後特別対応として、別紙1_要件定義書「3.16.運用保守に関する事項」「3.17.保守に関する事項」に記載されている作業内容を受注者が実施することを想定している。

「次期府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の構築」 調達仕様書案等資料にかかる意見等

項番	区分	仕様書案等資料の該当箇所				意見等内容	意見等提出理由	回答
		資料名	頁	章番号等	記載内容			
7	要望	調達仕様書案 本文	8	8.1.	JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム）の認証、又は事業活動に関して一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会の指定機関によるプライバシーマークの認定を受けていること。	「JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム）又はISO/IEC27701の認証」と記載の併記をお願いしたい。	対象適用範囲が、ISO/IEC 27001と同じであるため。 <a href="https://www.jqa.jp/service_list/management/service/iso27701/">https://www.jqa.jp/service_list/management/service/iso27701/</a>  また、審査もISO/IEC 27001との組合せ審査であるため。	ご意見を踏まえ、調達仕様書（本文）における該当箇所を以下のとおり修正します。  修正前：(2) 公的な資格や認証等の取得 ウ JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム）の認証、又は事業活動に関して一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会の指定機関によるプライバシーマークの認定を受けていること。  修正後：JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム）又はISO/IEC27701の認証、又は事業活動に関して一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会の指定機関によるプライバシーマークの認定を受けていること。
8	質問	調達仕様書案 本文	10	4.1	4.1. 作業全般に係る事項	作業を、海外からリモートで実施することは可能でしょうか。使用が禁止されているツールなどがあれば併せてご教示願います。また、ガバクラ環境は、発注者側での準備となりますでしょうか。	—	調達仕様書（本文）「5 作業の実施体制・方法に関する事項」や「6. 作業の実施に当たっての遵守事項」、別紙1_要件定義書の「3.2.2.開発方式及び開発手法」等非機能要件に関する内容など、全てを満たしているかは国外リモート作業を妨げるものではありません。 なお、本事業においては実装作業含むガバメントクラウドへの国外からのアクセスは認めていません。 ガバメントクラウドにおけるデータ、システムは日本国内での保存・処理に限定され、システムへ保存される個人情報含む実データは日本国内のみでの利用としています。 指定環境以外のツールについては、全面禁止としておらず、合理性がガバメントクラウド管理組織で認められる場合のみ利用可能としますが、利用を推奨していません。  ガバメントクラウドの利用準備は内閣府側で行いますが、別紙1_要件定義書「3.1.1.1. システム構成」「図表3.1.1.1-1システム稼働環境の基本要件」に記載のとおり、開発・検証・本番各種環境の構築は受注者側が行います。（上記のとおり本事業におけるガバメントクラウドへの国外からのアクセスは認めていません。） また、単体テストや結合テストは受注者側で準備する開発環境で行うこととしており、受注者側での開発環境の整備も必要となります。  また、ご意見を踏まえ、調達仕様書（本文）における該当箇所以下を追加します。  追加： なお、e-Radでは研究等に関する機微な情報を取り扱っているため、情報資産保護の観点から、実装作業を含む国外からのガバメントクラウドへのアクセスは禁止とする。
9	質問	調達仕様書案 本文	10	4.1	4.1. 作業全般に係る事項	進捗確認、要件確認、設計レビュー、テストレビュー等、オンサイトで対応が必要となる要件を確認させていただきます。役割、人数、頻度等、想定されているものがございましたら併せてご教授願います。	—	オンサイトでの対応については、内閣府本府にプロジェクトマネージャにお越しいただき、対応していただくことを想定しています。 人数や頻度は「図表 5.1-2 役割分担表（関係者等別）」に基づき、当局と協議して決定する想定です。 なお、進捗定例については少なくとも2週間に1回は行うこととしていますが、「4.11. 報告等の実施」のとおり、進捗定例以外にも必要に応じてオンサイトで対応いただく可能性があります。 その際、コミュニケーション言語要件は全て日本語となります。また、各種会議資料や成果物等のドキュメントについても全て日本語で対応をお願いすることとなります。  ご意見を踏まえ、調達仕様書（本文）における該当箇所を以下のとおり追加します。  追加： (8)日本語で円滑なコミュニケーションが可能な者。（作業要員においても遂行責任者と同等の業務遂行能力を支える日本語コミュニケーション能力（例：業務説明、課題整理、報告・相談等を日本語で円滑に行える能力）を有すること。）

「次期府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の構築」 調達仕様書案等資料にかかる意見等

項番	区分	仕様書案等資料の該当箇所				意見等内容	意見等提出理由	回答
		資料名	頁	章番号等	記載内容			
10	質問	調達仕様書案 本文	11	4.1	(4) 研究機関、配分機関等、図表 5.1-1 業務実施体制図に示す事業者及び当局内部の関係課とは、必要に応じて情報連携や調整を行いながら対応すること。必要に応じてこれら以外の関係者についても調整等が必要になった場合は当局及び工程管理支援業者にて対応するが、打合せ等には適宜出席すること。また当該事業者との交渉主体は当局で行うが、受注者は、期限や技術的な要求内容を必要に応じて当局に提示すること。	作業全般に係る事項として、左記記載の通りと認識しております。要件確認や設計・画面デザインの確認や受入テストを含めたテストにおいて、貴府の負担が軽減できるように研究機関や配分機関など関係者への提示資料や説明資料の作成においても受注業者が支援・作成や説明を実施する認識ですが、相違ありませんでしょうか。	-	認識相違ありません。
11	提案	調達仕様書案 本文	12	4.3	(4) 受注者は、次期e-Rad の設計作業を行うに当たり、現行e-Rad の設計書を確認する等、現行e-Rad の動作や仕様等の理解、把握に努めること。その際、当局は現行e-Rad に係る必要な情報提供を行う。	次期e-Radの設計作業を行うにあたって、e-Radシステムでは個人情報や機微な情報を扱っているため、設計上の考慮すべきポイントや仕組み上処理が複雑な部分を確認し、対応策を講じる必要があると認識しております。そのため、仕様理解や設計上考慮すべきポイントと対策内容に対する受注者の考えを提案に盛り込むよう仕様書に記載することを提案します。	研究者が利用する重要なシステムであり、次期e-Radの設計作業を行うにあたり、受注者による仕様理解が重要であると考えます。	ご意見を踏まえ、調達仕様書(本文)における該当箇所を以下のとおり修正します。  修正前： (4) 受注者は、次期e-Rad の設計作業を行うに当たり、現行e-Rad の設計書を確認する等、現行e-Rad の動作や仕様等の理解、把握に努めること。その際、当局は現行e-Rad に係る必要な情報提供を行う。  修正後： (4) 受注者は、次期e-Rad の設計作業を行うに当たり、現行e-Rad の設計書を確認する等、現行e-Rad の動作や仕様等の理解、把握に努めること。また、現行e-Radのシステム特性を踏まえ、設計上考慮するポイント等を具体的に示すこと。その際、当局は現行e-Rad に係る必要な情報提供を行う。
12	提案	調達仕様書案 本文	13	4.5	(8) 受注者は、単体テスト・結合テスト・総合テストの実施に当たり、テストごとに、テスト計画書・テスト仕様書・テスト結果報告書を作成し、当局の承認を得ること。なお、総合テストの仕様書作成にあたっては、テストシナリオと実際のテスト項目を分けて作成し、テストシナリオを必要に応じて配分機関等の関係機関にレビュー依頼し、妥当性を確認すること。	現行システムのワークフロー制御に関する条件については、処理前の課題のステータス、処理画面における操作、処理を行うアクタ等による条件分岐が多数存在する認識です。これらの条件分岐について、次期システムでも同様の挙動を再現し、単体テスト・結合テスト・総合テストの実施を通じて、受注者が品質を担保する認識です。品質の担保には、業務フローの整理、データバリエーションの整理を踏まえ、条件分岐の数に応じたテストパターン・データ準備及び結果エビデンス取得を考慮する必要があると考えておりますが、認識に相違ありませんでしょうか。そのため、各テスト工程でどのような進め方で網羅的にテストを実施する考え方が提案に盛り込むように仕様書に記載することを提案します。	本システムでは個人情報を扱っていることもあり、セキュリティにも配慮の上、テスト計画を立てて、条件分岐のパターンの漏れなくテストを実施していくことが重要であると認識しております。	ご意見を受け検討しましたが、原案のとおりとします。
13	提案	調達仕様書案 本文	14	4.6	(2) 受注者は、運用設計及び保守設計を行い、定常時における月次の作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用計画書(案)及び保守計画書(案)を作成し、当局の承認を得ること。 (3) 受注者は、別紙1 要件定義書(別添含む)の「3.9. 継続性に関する事項」、「3.16. 運用に関する事項」及び「3.17. 保守に関する事項」に掲げる各要件に基づき、次期運用支援・保守事業者が運用・保守業務を実施する上で必要な運用・保守準備を行い、作成した成果物については、当局の承認を得ること。	運用設計において、定常時における月次の作業内容や関連作業を取りまとめて運用計画書を作成する必要がありますが、定常時のSLA達成に向けた運用設計に加えて、次期e-Radの初稼働後の稼働後特別対応期間におけるSLA達成のための取り組みを検討する必要があると考えます。そのため、稼働後特別対応期間に対する、SLA達成のための取り組み内容を提案に盛り込むように仕様書に記載することを提案します。	稼働後特別対応期間は、次期e-Rad稼働直後であり、研究者など利用者への問合せ解決を速やかに解決する必要と考えます。	ご意見を受け検討しましたが、原案のとおりとします。

「次期府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の構築」 調達仕様書案等資料にかかる意見等

項番	区分	仕様書案等資料の該当箇所				意見等内容	意見等提出理由	回答
		資料名	頁	章番号等	記載内容			
14	質問	調達仕様書案 本文	15	4.8	(5) 受注者は、次期e-Radへの移行完了後から契約期間終了までの間、「4.6.運用・保守準備」で定めた作業内容に基づき、次期e-Radの安定的な本番運用に必要な稼働後特別対応（通常の運用保守業務を実施する上で必要な業務等）を実施すること。具体的な対応内容については、当局と協議の上、決定すること。	本番移行完了後から契約期間終了までの間、稼働後特別対応（通常の運用保守業務を実施する上で必要な業務等）が必要な認識です。その際、現行運用保守事業者が対応している、ヘルプデスク対応やBPO業務についても、本調達の受注者が対応する必要がある認識ですが、相違ありませんでしょうか。またその対応結果の報告が必要と考えています。現行運用保守事業者により対応されている、ヘルプデスク入電数等の作業規模が分かる資料は閲覧可能でしょうか。また、現行システムの稼働当初の間合せ件数をご教授願います。	-	稼働後特別対応は別紙1_要件定義書「3.16.運用に関する事項」「3.17.保守に関する事項」に記載されている作業を想定しています。また、現行の運用・保守実施要領を閲覧資料としているため、併せてご参照ください。 現行e-Radの稼働当初におけるヘルプデスクの入電数及び問合せ調査対応となった件数は以下のとおりです。 2022年4月 電話問合せ2952件、調査対応871件 2022年5月 電話問合せ2942件、調査対応752件 2022年6月 電話問合せ1960件、調査対応423件 なお、当該実績の根拠は閲覧資料として追加するため、調達仕様書(本文)における該当箇所以下を追加します。  追加資料： ・運用保守の実績に係わるドキュメント
15	質問	調達仕様書案 本文	15	4.8	(5) 受注者は、次期e-Radへの移行完了後から契約期間終了までの間、「4.6.運用・保守準備」で定めた作業内容に基づき、次期e-Radの安定的な本番運用に必要な稼働後特別対応（通常の運用保守業務を実施する上で必要な業務等）を実施すること。具体的な対応内容については、当局と協議の上、決定すること。	稼働後特別対応について、ヘルプデスク対応、BPO業務対応、アプリケーション保守等が必要な認識です。ヘルプデスク対応では、利用者から通常の利用時間合せのほかに応募締め切り間際の緊急での電話問合せもあり、電話回線含め受注業者で用意する認識です。緊急での電話問合せ含め電話番号の変更がない方が適切かと思いますが、相違ありませんでしょうか。 また、現行システムで受け付けられた、ヘルプデスク問合せ、BPO申請のうち、現行システム運用終了までに対応できなかったものについては、本調達の受注者が引き継ぎが必要となりますでしょうか。	-	ヘルプデスク電話番号については番号を変更せずに引き継ぐことが望ましく、電話番号を変更する際は、利用者等への混乱がないよう工夫する必要があります。ご認識のとおり、特に次期e-Radの稼働予定時期は応募締め切り間際であるため、事前の周知が必要です。 また、現行e-Radで受け付けた問合せやBPO申請等について、現行e-Radの運用終了までに対応できないものは、現行e-Radの運用保守事業者から引き継ぎを受けたくうえで、本調達の受注者が稼働後特別対応として行うことが望ましいと考えます。
16	提案	調達仕様書案 本文	25	5.2	(7) 本システムに関する知識とともに、業務に関する十分な基礎的知識を有し、又は自己の負担において習得することができる者。	業務に関する十分な基礎的知識を有する、又は自己の負担において習得することが求められている認識ですが、要件の確認や基本設計書の作成時において、貴府への設計仕様の詳細な提案ができるレベルが求められているという認識ですが、相違ありませんでしょうか。 そのため、仕様書にe-Rad業務に関する知識習得のための施策を提案に盛り込むように仕様書に記載することを提案します。	本調達の業務開始時点において、本システムに関する知識と業務に関する十分な基礎的知識を有していない場合、基本設計書の作成において、貴府への問合せが多発する上、設計品質の担保が難しくなる可能性があると考えております。受注者の責任において、設計仕様の詳細な提案ができるレベルの人員の確保が必要であると認識しております。	本システムのみならず、業務に関する十分な知識を有し、設計仕様の詳細な提案ができるレベルが求められているという認識で相違ありません。 仕様書への記載についてご意見を受け検討しましたが、原案のとおりとします。
17	質問	調達仕様書案 本文	39	11.1	(6) 事業者が閲覧できる資料一覧  ・ 開発環境構築結果報告書	開発環境構築結果報告書の作成時期や記載概要について、教えていただけないでしょうか。	-	当該資料は記載誤りのため削除します。
18	質問	別紙1 要件定義書（案）	21	2.1	(1) 配分機関、研究機関の業務変更に伴う負荷軽減の観点から、改修要件部分を除いて現行運用を踏襲する想定である。そのため、現行e-Radで実装されている機能要件は、一部の要件を除いて同等の要件で実装する想定である。機能一覧や画面一覧等に記載の機能概要の実現に留まらず、現行機能通りに仕様を再現する必要がある点に注意すること。	改修要件部分を除いて、現行機能通りに仕様を再現する必要がある認識ですが、改修要件部分のみではなく、現行機能通りに仕様を再現する箇所についても、受注者の責任で品質確保する必要がある認識ですが、相違ありませんでしょうか。	-	認識相違ありません。

「次期府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の構築」 調達仕様書案等資料にかかる意見等

項番	区分	仕様書案等資料の該当箇所				意見等内容	意見等提出理由	回答
		資料名	頁	章番号等	記載内容			
19	質問	別紙1_要件定義書（案）	21	2.1	(1)配分機関、研究機関の業務変更に伴う負荷軽減の観点から、改修要件部分を除いて現行運用を踏襲する想定である。そのため、現行e-Rad で実装されている機能要件は、一部の要件を除いて同等の要件で実装する想定である。機能一覧や画面一覧等に記載の機能概要の実現に留まらず、現行機能通りに仕様を再現する必要がある点に注意すること。	現行機能通りに仕様を再現するにあたって現行資産を活用する場合、問題が内在すること（例えばは現行システムの設計書とソースの差異や潜在不良が存在する可能性）を考慮する必要があると認識しております。そのような仕様差異・潜在不良などがあつた場合においても、本調達の受注者の責任において、正しい仕様に統一し修正した上で品質を担保する必要がある認識ですが、相違ありませんでしょうか。	-	認識相違ありません。 なお、現行資産を活用する場合、仕様差異や潜在不良が発見した際においても、次期e-Radにおける正しい仕様に基づいて、現行機能含め次期e-Radの設計を行い、品質を担保する必要があります。
20	質問	別紙1_要件定義書（案）	21	2.1	(1) 配分機関、研究機関の業務変更に伴う負荷軽減の観点から、改修要件部分を除いて現行運用を踏襲する想定である。そのため、現行e-Rad で実装されている機能要件は、一部の要件を除いて同等の要件で実装する想定である。機能一覧や画面一覧等に記載の機能概要の実現に留まらず、現行機能通りに仕様を再現する必要がある点に注意すること。	改修要件部分を除いて、現行機能通りに仕様を再現することが必要な認識です。OSやミドルウェアなどのソフトウェアのライフサイクル上、次期システムで継続利用できないものについては、ソフトウェア更新が必要な対象を特定し、OS・ミドルウェアの選定を行い、新たなシステム構成でも、現行機能通りに仕様が再現できているかどうかのテストを行うことが必要な認識です。ソフトウェア更新作業による影響調査や現行機能確認含めた品質確保についても、受注者の責任である認識ですが、相違ありませんでしょうか。	-	認識相違ありません。 なお、現行資産を活用する場合、仕様差異や潜在不良が発見した際においても、次期e-Radにおける正しい仕様に基づいて、現行機能含め次期e-Radの設計を行い、品質を担保する必要があります。
21	提案	別紙1_要件定義書（案）	21	2.1	(2) 本要件定義書及び業務・機能等付録に記載した内容は、本要件定義書作成時点でのものであり、本要件定義書作成時点以降に行われる現行 e-Rad の更改や制度改正等によって生じる変更への対応等は反映されていない（ただし、本要件定義書作成時点で成立済みであり未施行の制度改正による変更等は、一部を除き本要件定義書が定義する要件に反映している。）。 そのため、受注者は設計開始時に当局に対し、本要件定義書作成時点からの差異を確認すること。受注者は、上記確認結果を踏まえ、変更後の要件を実現するために必要な機能、画面、帳票等に関する要件について改めて整理した上で、要件の追加・変更・削除を検討すること。受注者は、その検討結果を当局へ説明及び協議し、承認を得た上で設計開発業務を行うこと。	現行e-Radシステムについては、本調達期間中も運用しており、制度改正等による改修は継続して実施されることになると認識しております。そのため、現行e-Radシステムの追加改修の要件を実現するために必要な機能、画面、帳票等に関する要件整理に加え、ソースレベルでの実装内容の確認が必要と考えます。 受注者においては、現行e-Radシステムの追加改修の要件取り込みに対する対応策の考え方を提案に盛り込む必要があると考えます。	次期e-Radシステムに対して、現行e-Radシステムの追加改修の反映方法や取り込みタイミングについて検討が必要と考えます。	ご意見を受け検討しましたが、原案のとおりとします。
22	提案	別紙1_要件定義書（案）	29	3.1.1.2	・ UI 改善は既存画面ベースではなく、新規開発を想定している（ただし表示する項目等は現行を流用する） ・ 別添4「UI 課題対応方針一覧」について、対応しない項目に対しては、対応しない項目を理由を含めて貴府と協議の上、承認を得ること。 ・ プロトタイプの作成を必須とし、それら含めたUI 改善の進め方や計画を提案時に示すこと	UI改善では、実際のシステム利用者の意見が重要だと考えます。そのため、UI改善の計画として、ヒアリング方法（ヒアリング先やヒアリング内容）について具体化が必要と考えます。また、貴府との協議の他に、受注業者にて実際のシステム利用者へのヒアリングをもとにUI改善にフィードバックするよう明記することを提案します。	UI改善では、実際のシステム利用者の意見が重要であり、受注者が自主的にシステム利用者のヒアリングによるフィードバックが有効であると考えます。	ご意見を踏まえ、別紙1_要件定義書における該当箇所を以下のとおり修正します。  修正前： プロトタイプの作成を必須とし、それら含めたUI改善の進め方や計画を提案時に示すこと  修正後： プロトタイプの作成を必須とし、それら含めたUI改善の進め方や計画を提案時に示すこと。なお、UI改善に向けては当局に加えて当局以外のシステム利用者に対しても利便性等のヒアリングを実施し、得られたフィードバックを反映することを想定している。そのため、ヒアリング方法やヒアリング観点等についても、提案に含めること。

「次期府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の構築」調達仕様書案等資料にかかる意見等

項番	区分	仕様書案等資料の該当箇所				意見等内容	意見等提出理由	回答
		資料名	頁	章番号等	記載内容			
23	提案	別紙1_要件定義書（案）	50	3.11.3	次期e-Rad はシステム基盤サービス(クラウド)上に構築するため、ハードウェアとしての調達は運用保守端末のみとなる。運用保守端末の設置場所は運用・監視事業者、保守事業者の施設内とする。	<p>&lt;以下の記載とされては如何でしょうか&gt;</p> <p>次期e-Rad はシステム基盤サービス(クラウド)上に構築するため、ハードウェアとしての調達は運用保守端末のみとなる。運用保守端末の設置場所は運用・監視事業者、保守事業者の施設内とし、各事業者が準備するものとする。</p>	<p>本調達の受注者によって準備するものか、運用・監視事業者、保守事業者が準備するものかを明確にする必要があると考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、別紙1_要件定義書における該当箇所を以下のとおり修正します。</p> <p>修正前： 次期e-Rad はシステム基盤サービス(クラウド)上に構築するため、ハードウェアとしての調達は運用保守端末のみとなる。運用保守端末の設置場所は運用・監視事業者、保守事業者の施設内とする。</p> <p>修正後： 次期e-Rad はシステム基盤サービス(クラウド)上に構築するため、ハードウェアとしての調達は運用保守端末のみとなる。運用保守端末の設置場所は運用・監視事業者、保守事業者の施設内とし、各事業者が準備するものとする。</p>
24	質問	別紙1_要件定義書（案）	50	3.11.4	(4)現行のe-RadのデータベースはRDS（Oracle）で構成されているが、ライセンス費用等のコスト削減を目的に、次期e-Radでは原則クラウドサービスで提供されているOSSデータベースを採用すること。その際、次期e-Rad でも連携予定である科研費電子申請システムとの連携（現在はOracle ベースでのDB 連携）を維持する必要があることを留意すること。	クラウドサービスで提供されているOSSデータベースを採用することは必須要件という理解でよろしいでしょうか。	-	原則としてクラウドサービスで提供されているOSSデータベース採用することとしていますが、ライセンス費用等のコスト削減に、更に効果的な提案がある場合はその提案を妨げるものではありません。
25	提案	別紙1_要件定義書（案）	50	3.11.4	(4)現行のe-RadのデータベースはRDS（Oracle）で構成されているが、ライセンス費用等のコスト削減を目的に、次期e-Radでは原則クラウドサービスで提供されているOSSデータベースを採用すること。その際、次期e-Rad でも連携予定である科研費電子申請システムとの連携（現在はOracle ベースでのDB 連携）を維持する必要があることを留意すること。	別紙1_要件定義書（案）P.34「3.4. 性能に関する事項」に記載の通り、応答時間、スループットの要件を満たすように受注者の責任において、対応をする必要があるという認識です。現行本番環境の性能を加味して、次期システムの性能測定を実施する必要があるため、テスト条件・測定方法含め、性能要件を達成するための施策を提案するよう記載することを提案します。	OSSデータベースに変更する場合においても、業務要件・性能要件は変わらないことから、どのように要件を達成するか明確にする必要があると考えます。	ご意見を受け検討しましたが、原案のとおりとします。
26	質問	別紙1_要件定義書（案）	50	3.11.4	現行の e-Rad のデータベースは RDS（Oracle）で構成されているが、ライセンス費用等のコスト削減を目的に、次期 e-Rad では原則クラウドサービスで提供されている OSS データベースを採用すること。その際、次期 e-Rad でも連携予定である科研費電子申請システムとの連携（現在は Oracle ベースでの DB 連携）を維持する必要があることを留意すること。	次期e-RadではOSSデータベースでの実装が必要な認識です。その場合、現行e-Radで実装されているデータやSQL一式などに影響が無く、現行機能通りに仕様が再現できていることを受注者の責任において確認を行い、品質を担保する必要がある認識ですが、相違ありませんでしょうか。また、現行e-RadでのSQL本数などの情報提供をいただけないでしょうか。	-	認識相違ありません。 別紙1_要件定義書「3.4. 性能に関する事項」に記載している性能要件の達成や改修要件及び現行e-Radの機能の再現について品質の担保が必要です。 また、現行e-RadのSQLは2500本以上、SQL内のステップ数が500以上のものが多数あるため、SQL実行結果が現行e-Radと次期e-Radで差異が発生していないことを確認することも品質担保の観点で重要となります。

「次期府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の構築」調達仕様書案等資料にかかる意見等

項番	区分	仕様書案等資料の該当箇所				意見等内容	意見等提出理由	回答
		資料名	頁	章番号等	記載内容			
27	提案	別紙1_要件定義書（案）	54	3.12.1	<p>・テストの際には、以下に一例を示すデータパターン等があることに注意し、各データの組み合わせにも漏れがないようにテストパターンを洗い出し、必要に応じて、配分機関等の利用者に対してレビューを依頼すること。ユーザへの通知を伴う処理においては、各データの組み合わせにより通知先が異なる点に注意してテスト実施すること。</p> <p>・ 図表 3.1.1-1 に記載の次期 e-Rad のアクタ</p> <p>・ 配分機関担当者の担当事業の設定有無</p> <p>・ 研究機関事務分担者の担当部局の設定有無</p> <p>・ 実施事業における補助金、委託費の別</p> <p>・ 研究開発課題応募時の所属研究機関の承認要否</p> <p>・ 研究開発課題における研究代表者、研究分担者の別</p> <p>・ 研究機関による研究開発課題の事務分担者承認要否設定の別</p>	<p>左記以外にも例えば下記に挙げたデータパターンをテスト時に考慮する必要がある認識です。また、テスト工程においてはそれらの必要なデータパターンの組み合わせを検討した上でテストを実施し、テストの消化結果及びエビデンスの提示が必要と認識しておりますが相違ありませんでしょうか。</p> <p>➢ 応募単位における研究者単位／研究機関単位の別</p>	<p>本システムでは個人情報扱っていることもあり、条件分岐のパターンに漏れなくテストを実施していくことが重要であると考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、別紙1_要件定義書における該当箇所を以下のとおり修正します。</p> <p>修正前： ・テストの際には、以下に一例を示すデータパターン等があることに注意し、各データの組み合わせにも漏れがないようにテストパターンを洗い出し、必要に応じて、配分機関等の利用者に対してレビューを依頼すること。ユーザへの通知を伴う処理においては、各データの組み合わせにより通知先が異なる点に注意してテスト実施すること。</p> <p>・ 図表 3.1.1-1 に記載の次期 e-Rad のアクタ（省略）</p> <p>・ 研究機関による研究開発課題の事務分担者承認要否設定の別</p> <p>修正後： ・テストの際には、以下に一例を示すデータパターン等があることに注意し、各データの組み合わせにも漏れがないようにテストパターンを洗い出し、必要に応じて、配分機関等の利用者に対してレビューを依頼すること。ユーザへの通知を伴う処理においては、各データの組み合わせにより通知先が異なる点に注意してテスト実施すること。また、テスト実施後はテストの消化結果及びエビデンスを提示すること。</p> <p>・ 図表 3.1.1-1 に記載の次期 e-Rad のアクタ（省略）</p> <p>・ 研究機関による研究開発課題の事務分担者承認要否設定の別</p> <p>・ 応募単位における研究者単位／研究機関単位の別</p>
28	質問	別紙1_要件定義書（案）	56	3.12.4	<p>【図表 3.12.4-1 総合テストの主なテスト観点】</p> <p>【2.データ連携テスト】</p> <p>・試験項目・手順の整合については当局だけでなく、外部システムのシステム担当者を加えた打合せを実施する。</p> <p>・テスト対象の連携先は当局と相談し決定すること。本資料作成時点では、researchmap、科研費電子申請システム、gBizINFO、J-STAGE、GakuNinRDM、CiNii Research、統計センターオンサイト利用システム、利用者情報入力申請システム（e-Micro）、ジャパンリンクセンター情報検索・提供サービス等を想定している。</p>	<p>テスト対象の連携先によって、テスト実施可能時期に配慮が必要なシステムもあると認識しております。e-Radシステムの仕様や連携先システムの特徴（単なるデータとして連携するのではなく、データの意味や、ステータス・フラグによってe-Radへの取り込み方や連携先への出力方法の考慮が必要）を理解したうえで、貴府の負担を減らすため本調達の受注者が主体的に調整を行い、連携テストの実施計画を立てる必要がある認識ですが、相違ありませんでしょうか。</p>	—	<p>認識相違ありません。</p>
29	質問	別紙1_要件定義書（案）	59 60	3.13.1 3.13.2	<p>(4) 現行 e-Rad の運用・監視事業者は支援の形で移行に関与する。</p> <p>【図表 3.13.2-2 データ移行作業項目と役割分担案】</p>	<p>データ移行に際して、現行e-Radからのデータ抽出や移行データの調査・分析には、現行e-Rad運用・監視事業者との調整が必要です。データ移行に際しては、本調達の受注者が主体的に調整して、データ移行計画を立てる必要がある認識ですが、相違ありませんでしょうか。</p> <p>また、e-Radシステムが利用するデータ抽出について、受注者から現行業者に内容確認が必要な場合には、現行アプリケーション保守事業者へ問合せが必要な認識です。アプリケーション保守事業者への問合せについては、受注者の責任で調整する認識で、相違ありませんでしょうか。</p>	—	<p>認識相違ありません。</p>

「次期府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の構築」 調達仕様書案等資料にかかる意見等

項番	区分	仕様書案等資料の該当箇所				意見等内容	意見等提出理由	回答
		資料名	頁	章番号等	記載内容			
30	質問	別紙1_要件定義書（案）	60	3.13.2	【図表 3.13.2-1 移行対象データ】 【2. オブジェクトファイル】 業務データに関連するオブジェクトストレージで保持される情報。Officeファイル、PDFファイル、ZIPファイル等を含む。現行e-Radに保持された全ての期間のデータを移行対象とする。	移行対象のオブジェクトファイルについては、応募データやEBPM等で利用する業務上必要なデータと認識しています。そのため、データが格納されているストレージ毎に移行計画を策定し、移行設計、移行ツール開発、移行リハーサル、本番移行を実施する必要がある認識です。 また、正常に移行できているかの結果検証として、オブジェクトファイル数に加えファイル内容の検証や、アプリケーションを通じた出力結果が問題ないことを確認する必要がある認識で相違ありませんでしょうか。	-	認識相違ありません。
31	質問	別紙1_要件定義書（案）	72	3.16.2	監視・運用事業者、保守事業者はそれぞれ必要なサービス仕様及びSLA等を当局と協議し、契約する。システム基盤サービス及び監視・運用サービスで管理すべき代表的な指標とサービスレベルを図表3.16.2-1 管理すべき指標とサービスレベルに示す。	本契約の受注者は、次期e-Radへの移行完了後から契約期間終了までの間、運用・保守準備作業で定めた作業内容に基づき、次期e-Radの安定的な本番運用に必要な稼働後特別対応を実施する必要があると認識しております。次期システム稼働後は、新システムへの切替わりや年度末・年度開始に向けて業務繁忙期に差し掛かる時期となり、利用者からの問合せが平常運用時より増加することが懸念されます。その際にも、要件定義書に定められている『図表 3.16.2-1 管理すべき指標とサービスレベル』『図表 3.16.2-2 運用時に管理すべき指標とサービスレベル』に記載のサービスレベルを守り、利用者からの問合せに対して、受付から1時間以内に一次回答を行い、1営業日以内に解決する必要がある認識ですが、相違ありませんでしょうか。	-	認識相違ありません。
32	質問	別紙1_別添4_UI課題対応方針一覧	-	102	研究者情報の役職名について、役職名を変更しても会計実績（委託費）照会画面の「(2) 委託先・再委託先別決算書」内、青色帯の欄に反映されず、旧役職名のみ表示されているため、変更後の役職名を表示してほしい	該当の要件は、会計実績（委託費）画面を対象としておりますが、1機能の対応にとどまらず、影響のある同様の機能への対応が必要と認識しておりますが、認識に相違ありませんでしょうか。	該当の要件への対応範囲について認識に齟齬がないか確認させていただきます。	当該要件を満たすことによる他機能への影響範囲等は受注者において整理いただくことを想定しています。